

9 貯水槽水道の維持管理

9 貯水槽水道の維持管理

貯水槽水道の設置者は、以下の定めにより、自らの責任においてその水道を管理しなければならない。

- ・法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道（水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が 10 m³を越えるもの）に該当するものは、同法第 34 条の 2 の定め
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に該当するもの（同法施行令（昭和 45 年政令第 304 号）第 1 条に定める建築物）は、同法第 4 条の定め
- ・これら法律の基準外のものは、条例第 51 条第 2 項の定め

9.1 管理責任者

受水槽以下の給水設備を設置したときは、管理責任者を選定し届け出ること。

管理責任者は、受水槽以下の給水設備等が法第 4 条に定める水質基準に適合する水を供給できるよう、衛生的な管理を行う。また、保守および維持管理については給水装置に準じて行い、給水設備に異常があった場合に修理ができる工事事業者をあらかじめ定めておき、事故等が発生したときは、速やかに対処できる体制をつくっておくこと。

9.2 使用上の注意

管理責任者は、受水槽以下の給水設備等の使用については、次のことに注意する。

- (1) 新設または長期間使用休止している受水槽以下の給水設備の使用を開始しようとするときは、所定の手続きを行い、機器の整備を完了し、受水槽等の洗浄を十分に行い、水質検査合格後に使用すること。
- (2) 貯水槽等の設備に「飲料水」であることを明示するとともに、揚水ポンプ室に操作方法及び注意事項を記入した表示板を設置すること。
- (3) 受水槽以下の給水設備の完成図及び関係図書を完全に保管し、維持管理し支障をきたすことのないようにすること。
- (4) 貯水槽等の周囲は、常に、清潔にしておくこと。
- (5) 貯水槽等に設置された給水用具のパッキン等の予備を常に 1 組以上保有しておくこと。
- (6) 水道局から断水または濁り水等について、事前に通報または連絡を受けたときは、止水栓等を閉止し、濁り水が受水槽に入らないよう注意するとともに、貯水槽等

の水位を点検することにより、ポンプの空転を防止する等の適切な処置を講ずること。

9.3 点 検

管理責任者、並びに設置者(所有者)は、受水槽以下の給水設備及び給水装置の点検を、次のとおり定期的実施すること。

- (1) 残留塩素の測定は、給水栓における水の残留塩素が 0.1mg/ℓ以上に保持されるよう管理すること。
- (2) 水質に異常を認めたときは、水質基準に関する省令により検査を行うこと。
- (3) 貯水槽等の点検は、1 か月に 1 回以上、定期的に行うものとし、その点検項目は、次のとおりとする。
 - ① 貯水槽周辺の清掃
 - ② 貯水槽への異物侵入の有無
 - ③ 貯水槽の漏水の有無
 - ④ ボールタップの作動状態（必要に応じて、定期的にパッキンを取り替えること。）
 - ⑤ 異常水位警報装置、フロートスイッチ及び電磁弁の作動点検
 - ⑥ 越流管、水抜管及び通気管の状態（防虫、防網は定期的に取り替えること。）
- (4) 給水設備の点検は、1 か月ごとに 1 回以上、定期的に行うものとし、その点検項目は、次のとおりとする。
 - ① 給水設備の漏水個所の有無（漏水検査は、使用者の協力を得て、一定時間の水の使用停止等により行うこと。）
 - ② 配管の支持金物の状態
 - ③ 止水栓、メーターの取付部の状態
 - ④ 空気弁、定水位弁、定流量弁の作動状態
 - ⑤ 配管、メーター等の防露被覆、防寒装置の状態（損傷等を発見したときは、直ちに補修を行うこと。）
 - ⑥ 貯水槽設置場所の排水設備の状態

9.4 清 掃（施行規則 55 条-1、ビル管規則 4 条 2 項）

管理責任者、設置者（所有者）は、貯水槽等の清掃を 1 年以内ごとに 1 回、定期的に行うものとし、清掃を実施する者は 9-2 ⑦ 意すること。

- (1) 貯水槽等を清掃する作業者は、健康状態に注意するとともに、作業衣、作業靴、使用器具等は、消毒等を行ったものを使用し、衛生的に作業を行うこと。
- (2) 貯水槽内の沈積物質、遊離物質、壁面等の付着物は除去すること。
- (3) 貯水槽内に漏水箇所等構造体に欠陥を発見したときは、管理責任者、所有者または使用者と協議し、直ちに補修すること。
- (4) 貯水層内の清掃完了後は、必要に応じて防食塗装を施すこと。（塗料は衛生的に安全で、水質に悪影響を与えないものを使用すること。）
- (5) 清掃完了後は、貯水槽内の消毒を行い、その後、水質検査を行うこと。
- (6) 清掃によって生じる汚泥及び汚水の処理は、適切に行うこと。

9.5 検 査（法 34 条の 2-2 項 施行規則 56 条 ビル管法 10 条 ビル管規則 4 条 2 項）

貯水槽水道のうち簡易専用水道の管理責任者、設置者（所有者）は、法令等の規制により当該貯水槽水道の管理状況について、公的機関の検査を 1 年以内に 1 回定期に受けなければならない。

また、簡易専用水道以外の小規模貯水槽水道の管理責任者、設置者（所有者）は、米子市水道給水条例第 51 条第 2 項の定めにより、当該貯水槽水道の管理状況について、公的機関の検査を 1 年以内に 1 回定期に受けるように努めなければならない。